

日本福祉大学通学課程の学生処分に係る細則

（目的）

第1条 この細則は、学則及び「日本福祉大学学生処分にに関する規程」に規定する、事件又は事故を起こした学生に対する、退学・停学・訓告の処分及び注意指導等の措置の決定に係る手続きを規定するとともに、停学処分解除の決定手続きを規定するものである。

（処分決定の手続き）

第2条 処分は以下の手続きを経て決定する。処分の決定は、事件・事故の状況の公正かつ客観的な把握を踏まえて行うこととする。また、当該学生の在学の意味を考慮し、十全な指導を行うこととする。

- (1) 学生支援の所管事務課室の管理職又は第1次対応者が、警察等必要な機関に対して連絡を取り、正確かつ客観的な状況を把握する。
- (2) 当該学生の面接を行い、事件又は事故の経過を把握する。当該学生を指導し、「経過報告・反省文」を提出させる。面接及び指導は、担当の職員又は当該学生の所属学部の学生委員と担当の職員による、複数の人員にて行う。
- (3) 事件又は事故の状況や経過、当該学生の「経過報告・反省文」に基づき、学生部長が処分基本方針を決定する。
- (4) 処分基本方針に基づいて、担当の学生委員と職員が当該学生を面接する。「経過報告・反省文」により、当該学生に対し、事件又は事故を起こした要因及び原因と学生生活に係る問題を反省・考察させる。当該学生の反省・考察が不十分である場合は、課題を与え、反省文を再提出させる。
- (5) 再提出された「反省文」に基づき、担当の学生委員と学生支援の所管事務室の管理職が処分方針原案を検討し、学生部長にこれを提起する。
- (6) 処分方針原案を学生委員会に提案し、学部委員会に提案する処分方針案を審議・確認する。
- (7) 学部委員会が処分方針案を確認し、学部教授会に提案し、学部の処分方針案を確認する。
- (8) 学部が確認した処分方針案に基づき、学部長と学生部長が学長に報告・進達し、学長が処分を決定する。
- (9) 当該学生に決定した処分を通告する。学則に基づく処分の通告は、当該学部長が、学生部長・担当学生委員・学生支援の所管事務室管理職の立会いのもとで行う。なお、学則に基づく処分については、当該学生の保証人にも通知する。また、未成年者や特に必要と判断される場合は、保証人を呼び出し学生部長から処分内容を説明する。
- (10) 学則に基づく「退学処分」は、当該学生の氏名等を伏したうえで「公示」する。

「停学」以下の処分については、学生委員会において「公示」の必要性を判断する。

(11) 処分後についても、当該学生に対して必要な指導を行う。

2 処分決定の手続きについて、以下の特則を設ける。

(1) 事件又は事故の事案の認知が当該学生の卒業年度の1月以降の場合、その他、処分決定の手続きについて緊急を要する場合は、副学長（教学担当）および学生部長、当該学部長の協議による提起に基づき、学部委員会がすみやかに処分方針案を確認し、学長がこれを決定する。その後、学部委員会は、学部教授会に処分実施を報告する。

(2) 当該学生が刑事施設収容中の場合は、その見通しを顧問弁護士と相談のうえ、処分手続きを決定する。

（処分の解除）

第3条 期間を定めない停学処分の解除は、停学期間中の指導に伴う当該学生の事態理解と反省の進捗状況によって判断して行う。

2 停学処分の解除は、学生部長と学部長が協議して学長に進達し、学長が決定する。処分解除の決定について、学部委員会及び学部教授会に報告する。

（本細則の所管課室）

第4条 本細則の所管課室は、学生課とする。

（本細則の改廃）

第5条 本細則の改廃は、全学学生委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則

1 本細則は、2015年4月1日から施行する。

2 本細則は、2017年4月1日から改正施行する。